

千葉県青少年健全育成条例施行規則

制定	昭和四十年二月一日	規則第二号
改正	昭和四十六年十一月二日	規則第八十七号
	昭和四十七年十一月四日	規則第八十一号
	昭和五十三年四月一日	規則第十八号
	昭和五十三年十一月十七日	規則第八十号
	昭和五十八年三月十一日	規則第七号
	平成四年五月六日	規則第六十八号
	平成六年六月十日	規則第三十七号
	平成八年十一月二十九日	規則第六十九号
	平成九年三月三十一日	規則第二十九号
	平成十二年三月三十一日	規則第五十四号
	平成十三年十二月二十一日	規則第六十六号
	平成十六年四月一日	規則第八十四号
	平成十七年三月十八日	規則第三十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉県条例第六十四号。以下「条例」という。)に基づき、条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(優良興行及び優良図書等の推奨の方法)

第二章 条例第七条の規定による推奨は、告示により行うものとする。

第三章 有害図書等とする図書等の内容

第一条の2 条例第十条第二項第一号から第四号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな状態で次のいずれかに該当するもの
  - イ 大たい部を開いた状態
  - ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した状態
  - ハ 愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態
- 二 自慰の姿態
- ホ 排せつの姿態
- ヘ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
  - イ 性交又はこれを連想させる行為
  - ロ こつかんその他のりよう辱行為
  - ハ 同性間の行為

2 変態性欲に基づく行為

2 条例第十条第五号及び第六号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(有害図書等の区分陳列の方法)

第一条の3 条例第十一条第一項の規定による有害図書等を陳列するときの他の図書等との区分の方法は、次の各号のいずれかの措置をとり、かつ、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に容易に判読できる大きさの文字を使用して、有害図書等を青少年に販売等することができない旨の表示をすることとする。

- (一) 問仕切り等により仕切られた場所、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。
- (二) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。ただし、有害図書等を陳列する棚を有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する場合は除く。
- (三) 有害図書等を陳列する棚の前面から十センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (四) 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (五) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害図書等に係る措置命令の方法)

第一条の4 条例第十一条第三項の規定による命令は、別記第一号様式の文書により行うものとする。

(有害がん具等とする物品の内容)

第一条の5 条例第十二条第二項第三号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (三) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。)

(自動販売機等の設置の届出等)

第三条 条例第十四条第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(別記第二号様式)を設置場所を管轄する県民センターの長を経由して知事に提出することにより行うものとする。ただし、当該設置場所を管轄する県民センターが置かれていない場合にあつては、県民センターの長を経由することを経由しない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (一) 自動販売業者等の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- (二) 自動販売機等の設置場所付近の見取図(縮尺三千分の程度)及び配置図
- (三) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (四) 自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書
- (五) 自動販売機等の設置場所の提供者の住民票の写し
- (六) 自動販売機管理者等の住民票の写し
- (七) 自動販売機管理者等が条例第十三条に規定する自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類

3 条例第十四条第二項又は第三項の規定による届出は、自動販売機等変更(廃止)届出書(別記第三号様式)を設置場所を管轄する県民センターの長を経由して知事に提出することにより行うものとする。ただし、当該設置場所を管轄する県民センターが置かれていない場合にあつては、県民センターの長を経由することを経由しない。

- 4 前項の届出書には、次の各号に掲げる事項の変更にあつては、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
  - (一) 自動販売業者等の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地) 第一項第一号に掲げる書類
  - (二) 自動販売機等の設置場所 第二項第二号から第七号までに掲げる書類(同一の地番内の土地において設置場所を変更する場合にあつては、第二項第二号の配置図に限る。)
  - (三) 自動販売機等の設置場所の提供者 第二項第三号から第五号までに掲げる書類
  - (四) 自動販売機管理者等の氏名及び住所 第二項第六号に掲げる書類
  - (五) 自動販売機管理者等 第二項第六号及び第七号に掲げる書類

- 5 条例第十四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による表示は、別記第四号様式により行うものとする。
  - (一) 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物及びこれらの物のみの混合物をいう。次号において同じ。)
  - (二) 有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超

- (特定薬品類等)
- 第三条の2 条例第十七条第一項の規定による特定薬品類等は、次のとおりとする。
  - (一) 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物及びこれらの物のみの混合物をいう。次号において同じ。)
  - (二) 有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超

えて含有するものをいう。）

(公表) 第三条の3 知事は、青少年の濫用を特に防止する必要があると認められた特定薬品類等の商品名を公表することができる。

(広告物に係る措置命令の方法)

第四条、条例第十八条第四項の規定による命令は、別記第五号様式の文書により行うものとする。

(申出及び通報の方法)

第五条 条例第二十五条の規定による申出及び通報は、口頭又は文書をもつてするものとする。この場合において、優良興行の推奨の申出は、優良興行推奨申出書(別記第六号様式)によらなければならない。

(点字による申出)

第五条の2 前条の規定にかかわらず、視覚障害者は、同条後段に規定する申出書に代えて当該申出書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(立入調査等を行う職員等)

第六条 条例第二十六条第一項の規定による当該職員は、次の各号に掲げる職員のうちから知事が指定する者とする。

(一) 環境生活部県民生活課の職員

(二) 県民センターの職員

2 条例第二十六条第三項の規定による身分を示す証明書は、別記第六号様式のとおりとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十六年十一月二日規則第八十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十七年十一月四日規則第八十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十三年十一月十七日規則第八十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十八年三月十一日規則第七号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則(平成四年五月六日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成六年六月十日規則第三十七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県青少年健全育成条例施行規則第六条第二項の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県青少年健全育成条例施行規則第六条第二項の規定

により発行されたものとみなす。

附則(平成八年十一月二十九日規則第六十九号)

1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則第三条第四項の規定により行われている表示は、改正後の規則第三条第四項の規定により行われたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第六条第二項の規定により発行されている証明書は、改正後の規則第六条第二項の規定により発行されたものとみなす。

附則(平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則(平成十二年三月三十一日規則第五十四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成十三年十二月二十一日規則第一一六号)

この規則は、千葉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成十三年千葉県条例第六十二号)の施行の日から施行する。

附則(平成十六年四月一日規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十七年三月七日規則第二十五号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則(平成十七年三月十八日規則第三十三号)

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

ただし、別記第四号様式の改正規定(同様式を別記第五号様式とする部分を除く)は、同年四月一日から施行する。